

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」
 に関する意見募集に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

資料 2 - 1

- ・意見募集対象：「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」
- ・意見提出期間：令和6年11月8日（金）～令和6年12月8日（日）
- ・寄せられた意見数：25件（うち提出意見23件）

※「御意見の概要」に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス等については修正するとともに、説明用に事務局において下線を追加しております。

前文に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	2頁 10行目	<p><該当箇所> ・2頁10行目</p> <p><意見の要約> ・我が国では単純焼却処理が多いため、熱回収やリサイクル等の焼却以外の廃棄物処理方法への移行が課題であることを追記する。</p> <p><意見の内容> ・以下の課題について追記する。『再生部品や再生資源の利用による温室効果ガス排出量の削減よりも、単純焼却処理から熱回収やリサイクル等の焼却以外の廃棄物処理方法に移行する方が低コスト、短期間で温室効果ガス排出量を削減できると考えられるため、熱回収やリサイクル等の焼却以外の廃棄物処理方法への移行が課題である。』</p>	<p>循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しており、まずは、循環的な利用を優先すべきものと考えております。</p> <p>その上で、焼却処分の抑制に関する課題意識については、「二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項 2 再資源化の生産性の向上のための措置」において、「廃棄物分野に起因する主な温室効果ガスの排出源である焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替してその投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要」と考えております。</p>
2	5頁 11行目	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 5ページ11行</p>	<p>御指摘の箇所に記載する「廃棄物」は、製造事業者等の事業活動に伴い排出される廃棄物、及び、消費者として一般廃棄物を排出する者から排出される廃</p>

	<p>目</p> <p><意見の要約> <u>「廃棄物」の前に、「排出事業者等から排出される」を追記し、資源循環のスタートラインとなる原料廃棄物を排出する事業者、消費者の役割を明確にし、資源循環の高度化を促進する。</u></p> <p><意見の内容> 「廃棄物」の前に、「排出事業者等（排出事業者（物の製造、加工又は販売の事業を行う者でその事業活動に伴い廃棄物を排出する者）および、消費者として、一般廃棄物を排出する者をいう。以下同じ。）」を追記する。</p> <p><意見の理由> 「基本的な方針案」 1 ページの最後にも述べられている通り、我が国の廃棄物行政の基本は、排出事業者責任を明確にし、ビジネス上の商流と同じく、排出事業者が廃棄物処分業者を自らの責任において選ぶことにより、「悪貨を駆逐し」適正処理の推進を成し遂げてきた。我が国の、「環境と産業発展の両立」は、アジア諸国に対しても誇ることが出来る成果となっている。本法律の制定を機に、我が国の、環境・産業政策をさらに進展させ、資源循環・循環経済を確立するためには、処理費用を支払い、廃棄物処理の方法や、処理業者を選別する排出事業者が果たす役割が非常に重要である。排出事業者が、適正処理にとどまらず、資源循環処理業者を選ぶこと、そのために必要な廃棄物の情報開示や、分別・管理や排出改善等を行うことで、静脈産業も存続をかけた変革を行わざるを得なくなる。同様に、一般廃棄物を排出する消費者の役割も非常に重要であり、燃えるゴミにまとめて排出することと、ルールに従い資源ごみと排出することで、資源循環の結果は大きく異なる。</p>	<p>棄物に限定しておらず、廃棄物全般を指しております。</p> <p>なお、廃棄物を排出する事業者や国民・消費者の役割については「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」に記載しており、引き続き、事業者や国民・消費者における資源循環の高度化に向けた取組を促進する措置についても検討してまいります。</p>
--	---	---

		<p>よって、本基本方針の中でもその役割と責任を明確にし、排出事業者、資源化処理事業者、再利用製造業者、消費者それぞれが協力し、我が国の資源循環・循環経済を作り上げることを指し示す必要がある。資源循環は、廃棄物の排出からスタートするそのスタートから変革していく必要がある。</p> <p>本法のもととなっている「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策の在り方について（中央環境審議会 意見具申 令和6年2月）」の5ページに記載の「廃棄物を排出する動脈企業と処理を行い再生材を生み出す静脈企業が連携し、求められる品質・量の再生材を再び動脈企業に届け、それを活用する仕組みが必要である。」、6ページに記載の通り、「<u>排出事業者責任を有する動脈企業と再資源化を行う静脈企業との間で資源循環の促進につながる情報の共有や資源循環の実現に向けた課題を共有し、相互の理解を深め、動静脈連携の強化につなげていく</u>」ことが重要であり、本基本方針でも明記する必要がある。</p>	
3	6頁 8行目 ～ 9行目	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 6ページ8行目、9行目</p> <p><意見の要約> <u>「関連する事業者」の前に、「原料となる廃棄物を供給する排出事業者を含む」等を追記し、資源循環のスタートラインとなる原料廃棄物を排出する事業者の役割も明確にし、資源循環の高度化を促進する。</u></p> <p><意見の内容> 「関連する事業者」の前に、「原料となる廃棄物を供給する排出事業者を含む」を、「資源循環・」の前に「排出事業者等の主</p>	<p>「関連する事業者」には「原料となる廃棄物を供給する排出事業者」や製造事業者等といった広く関係する者による取組を期待して記載しており、それらを限定せずに広く含む表現として現在の「関連する事業者」としております。</p>

		<p>体的な行動変革を促すとともに、」を追記する。</p> <p><意見の理由> 基本的な方針案 6 ページに記される、(資源循環のための) 良質な資源や再生部品等を得るためには、原料となる「良質な廃棄物」の確保がスタートラインとなる。そのためには、基本的な方針案に記載されている通り、原料となる廃棄物の段階から、ネットワーク化や連携、高度化が必要となる。 <u>基本的な方針において、排出事業者と再資源化事業者との連携から我が国の資源循環をスタートする必要があることを明記することで、排出事業者の意識・行動変革を促し、方針に沿った社会変革につなげることが出来る。</u></p>	
4	6 頁 11 行目	<p><該当箇所> 6 頁 11 行目</p> <p><意見の要約> <u>事業者から廃棄物処分業者に正確な廃棄物に関する情報が提供される仕組みをつくり資源循環しやすい体制を構築することが課題である旨を追記する。</u></p> <p><意見の内容> 以下の通り課題について追記する。『事業者が廃棄物処分業者に廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝えることを促す。これまで廃棄物情報シートによる情報提供は行われているが、現状では情報が不十分でも廃棄物処分業者から事業者に改善を求めることは難しいため、情報提供を促す仕組みづくりが課題である。』</p>	<p>「二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項 2 再資源化の生産性の向上のための措置」において、事業者に対し、廃棄物処分業者の再資源化の実施により得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努めること、また、廃棄物の処分を委託する際には、廃棄物処分業者に対して性状等に関する情報を提供するなど、廃棄物処分業者の再資源化の実施により得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努めることとしています。</p> <p>なお、現在、産業廃棄物については、環境省において廃棄物データシートの拡充についても検討を進めており、引き続き、関係者間の情報提供が十分に行われるよう取り組んでいきます。</p>

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	9頁 2行目	<p><該当箇所> 意見募集対象9ページ2行目</p> <p><意見の要約> <u>2050年ネット・ゼロに向け、第五次循環型社会形成推進基本計画で新設された焼却処分量削減目標を加味し、以下のとおり加筆すべきである。</u> <u>「天然資源の消費が抑制され、焼却処分量および最終処分量が最小化された」</u></p>	<p>焼却処分の抑制の観点も踏まえ、当該部分については、『「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された」循環型社会』と修正いたします。</p>
6	9頁目 4行目 ～ 7行目	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 9ページ4行目、5から7行目</p> <p><意見の要約> 「製造事業者等」の前に、「排出事業者等、」を追記し、集約・公表する情報の内容も拡充する。資源循環のスタートラインとなる原料廃棄物を排出する事業者の役割も明確にし、資源循環の高度化を促進する。</p> <p><意見の内容> <u>「製造事業者等」の前に、「排出事業者等（排出事業者（物の製造、加工又は販売の事業を行う者でその事業活動に伴い廃棄物を排出する者）および、消費者として、一般廃棄物を排出する者をいう。以下同じ。）」を追記する。</u> 7行目に記載の、国が「集約・公表」する情報についても、排</p>	<p>御指摘の箇所については、製造事業者等（物の製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）と廃棄物処分業者（動静脈）の連携について記載したものであり、事業者の考え方については、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、廃棄物処分業者と排出事業者及び製造事業者等の観点から、その取組等について記載しています。</p>

	<p>出・再生・利用の3者の連携による具体化を促進するために、以下の三つ情報についても整備することを追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者が排出する廃棄物の質や量に関する情報を廃棄物処分業者（再資源化事業者）に提供する。 ・廃棄物処分業者（再資源化事業者）が再資源化可能な廃棄物に関する情報を排出事業者に提供する。 ・製造事業者等（利用・受入者）が受け入れ可能な再生材（再生部品又は再生資源）の質や量に関する情報を再生処理事業者に提供する。量に関する情報には、受入量の安定性に関する情報も加える。 <p><意見の理由></p> <p><u>本法並びに、本基本方針の目指す資源循環は、廃棄物を単純処理せず、資源としてできる限り回収・再循環させることであり、そのためには、原料廃棄物の排出者と、それを受け入れ資源に加工する再資源化事業者、再資源化された物を自らの製品に利用する製造業者、すなわち排出・再生・利用の3者が連携することが必要。</u></p> <p><u>そのため、国の役割・責務として、その「3者連携」を促進することを明記・明確化する。</u></p> <p>さらに、具体的な役割として取り組む「必要な情報の集約、公表する情報基盤整備」は画期的な取り組みであり、資源循環の推進に必要なものであるが、3者の連携のためには、「再生→利用」の情報と同様に、三つの情報が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「排出→再生」：再生材の原料となる廃棄物は、どこでだれがどのくらいどのように排出しているのか？ ・「再生→排出」：自らが排出する廃棄物は、どこでだれがどのように再生可能なのか？ ・「利用→再生」：廃棄物を再生したら、どこでだれがどのくらい使ってくれるのか？ 	
--	--	--

		さらに、廃棄物再生を高度化する際は設備投資を伴うため、「利用→再生」の情報には、安定して使ってもらえるのか？という情報も費用に重要となる。安定して使ってもらえるのであれば、安定した採算を見込んだ投資が可能となる。	
7	9頁 9行目	<p><該当箇所> 9頁9行目</p> <p><意見の要約></p> <p><u>・国が排出事業者責任に基づき、事業者の資源循環状況を公表し資源循環を促すことを追記する。</u></p> <p><u>・国が再資源化の実施状況が不十分な事業者に対する助言、指導、勧告、命令を行う制度づくりを検討することを追記する。</u></p> <p><意見の内容></p> <p>国の役割について以下のように追記する。『国が各事業者の入口側と出口側の資源循環状況の情報を収集し公表する、入口側では各事業者による再生部品又は再生資源の利用状況を確認する、出口側では各事業者が排出する廃棄物の資源循環状況を確認する』のように追記する。</p> <p>国が以下のような制度づくりを検討することを追記する。『環境大臣は、再資源化の実施を促進するため必要があると認めるときは、事業者に対し、再資源化の実施について必要な指導及び助言をすることができる。環境大臣は、事業者の再資源化の実施状況が、別に定める基準と照らして著しく不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、その判断の根拠を示して、再資源化の実施に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。環境大臣は、勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合において、再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは、中央環境審議会</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、こうした排出事業者責任を徹底することは重要だと考えております。</p> <p>本告示案において排出事業者に対して新たな責務を規定し、指導等の制度の導入をお示しすることは困難ですが、循環経済への移行に向けて関係省庁との連携を図ることや関係省庁の取組も踏まえて、排出事業者が再資源化の取組を実施するよう促していきます。</p>

		<p>の意見を聴いて、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。』</p> <p><意見の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の第八条～第九条に記載されている特定産廃処分業者の責務を参考にしながら、排出事業者の資源循環に関する責任を定める。 	
8	9頁 10行目	<p><該当箇所> 意見募集対象9ページ10行目</p> <p><意見の要約></p> <p><u>先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信に加え、地方公共団体等がこれら事例を積極的に採用するよう、国は財政支援を含む必要な措置を講じるべきである。</u></p> <p><意見の内容></p> <p><u>事例の共有だけでは、財政難や人手不足に見舞われている地方公共団体等が新たな取組を行うことに対する壁は高いと懸念する。</u>また、地方公共団体等による事業者選定において、先進的な事例があったとしても、その事例を提供する事業者が1社または数社に限定される場合、1社に依存するリスクや特定の社に肩入れすることを回避したいなどの理由から、先進的な事例の採用を行わず、旧来の技術に基づく多数の事業者を対象に入札を行う事例が多いと聞く。入札の際に「下に合わせる」つまり技術が低く、多くの企業が可能なレベルで比較検討される。これでは事業者の努力が無駄になり、事業者の技術革新や資源化促進を阻むことになることを懸念する。<u>事業者の自主努力によりリサイクル可能になり、官民連携による資源化促進を</u></p>	<p>地方公共団体が高度な資源循環に取り組むための再資源化の高度化に係る事例集の作成等の技術的支援等していきます。なお、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、民間事業者の活用も含めた地方公共団体の役割を記載しております。</p> <p>また、法第四十一条では「国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、民間事業者が再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置等を実施していきます。</p>

		<p>狙うのであれば、上述の考え方を排除し、循環型社会形成を実現するように、国は地方公共団体等に積極的に働きかけるべきである。資源循環を促進するためには、国民の理解・協力は不可欠であり、国民にとって馴染みの深い日用消費財の回収・リサイクル促進は資源循環意識向上に寄与するものであり、ひいては社会的総コストの削減にもつながるものとする。そのためには、日用消費財の回収に主として関与し、国民生活に近接した地方公共団体による取組は不可欠であり、新たな資源回収や新たなサプライチェーン構築に必要な地方公共団体への補助金・交付金などの支援措置を国は積極的に講じるべきである。資源物の回収促進、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者への委託などを、自治体等の廃棄物処理施設等へ適用される循環型社会形成推進交付金の交付要領へ反映させるのも一法と考える。</p>	
9	<p>10 頁 3 行目 9 行目</p>	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 10 ページ 3 行目、9 行目</p> <p><意見の要約> 「事業者」を、「排出事業者、製造事業者等」に列記、明確化する。 併せて、一般廃棄物の資源循環促進のために、一般廃棄物処理に関する現状の把握と処理コスト等の公表を進めることを市町村の責務として追記する。</p> <p><意見の内容> 地方公共団体においても、「排出・再生・利用」の三者連携による資源循環を促進する必要がある、それを明確化するために、その対象である「事業者」を「排出事業者、製造事業者等」に</p>	<p>御指摘のとおり、「事業者」は排出事業者、製造事業者等その他事業者を指すものですが、法においては事業者として責務を定めており、本告示案ではそうした規定との整合を図るよう記載しております。事業者の考え方については、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、廃棄物処分業者と排出事業者、製造事業者等の観点から、その取組等について記載しています。</p> <p>また、一般廃棄物処理に関する現状の把握と処理コスト等については、環境省ホームページにおいて、「一般廃棄物処理事業実態調査」として、市町村毎に処理や廃棄物処理事業経費の状況が掲載されています。</p>

	<p><u>分けて記載する必要がある。</u></p> <p><u>また、基本方針案に記載の通り、市町村は、無駄に焼却処理されている一般廃棄物を資源として循環させる主体であり、まず行うべき役割として、市町村ごとの「一般廃棄物の処理の実態を把握し、その処分コストについて情報の公開を行うとともに、焼却処分からの切り替えが可能な委託価格についても情報発信に努める」ことを追記する。</u></p> <p><意見の理由></p> <p>本基本方針が目指す資源循環は、排出者が排出する廃棄物を、廃棄物処分業者（再生事業者）が受け入れ・再生し、それを製造事業者等（再生材を受け入れ利用する者）が利用することで、サプライチェーンが形成され、物として、原料→廃棄物→再生材→原料の循環の輪が形成される。</p> <p><u>そのため、「事業者」は、排出事業者としての役割・責務と、利用事業者としての役割・責務がそれぞれ別であり、地方公共団体が行う施策についても、それぞれの役割に対し適切な働きかけを行う必要がある。基本方針においても、両者を明確化することが必要である。</u></p> <p>また、一般廃棄物の資源循環については、市町村が主体として取り組む必要があることは基本方針案に記載の通りである。市町村の焼却炉で無駄に焼却処理されている一般廃棄物を産業廃棄物処分業者（再生事業者）との連携により、脱焼却・資源循環に切り替えることが出来れば、温室効果ガスの削減にもつながる。一方で、一般廃棄物の処分コストは、市民の税金を含む公的な費用で負担されており、脱焼却・資源循環への切り替えについても、コスト増をできる限り抑える必要がある。市町村と、再生事業者の連携や高度な再資源化方法、設備投資を検討する土台となるのが、コスト面からの検討であり、情報開示された負担可能なコストに収めるために何をすべきか知恵</p>	
--	--	--

		を絞り工夫を重ねることが検討の出発点となる。基本方針においても、市町村が果たすべき役割として、明記することが必要である。	
10	10 頁 8 行目	<p><該当箇所> 意見募集対象 10 ページ 8 行目</p> <p><意見の要約> 地方公共団体は、廃棄物処理法に基づく適切な処理等を前提としつつ、民間事業者等による回収・リサイクルの取組は先進的事例を参考にその対応を実施することが必要である。</p> <p><意見の内容> 例えば流通店舗での店頭回収において、地方公共団体により廃棄物処理法上の解釈が異なり、回収・リサイクルの取組が妨げられる事例が散見される。地方公共団体においては判断が難しい場合に、安全を見て「産業廃棄物」扱いにする場合もあると聞く。<u>地方公共団体は、他地域での先進事例等を参考に、原則として、回収・リサイクルを推進することを前提とした対応が必要である。また、国においては先進的事例を参考に、通達等を通じて統一見解を示すなど、回収・リサイクルを推進するよう地方公共団体に積極的に働きかけることが必要ではないか。</u></p>	<p>地方公共団体が高度な資源循環に取り組むための再資源化の高度化に係る事例集の作成等の技術的支援等してまいります。</p> <p>また、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、民間事業者の活用も含めた地方公共団体の役割を記載しております。</p> <p>法に基づく国の認定制度や先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進し、本告示案に沿った取組が実施されるよう努めていきます。</p>
	10 頁 9 行目	<p><該当箇所> 意見募集対象 10 ページ 9 行目</p> <p><意見の要約> 市町村の分別収集促進、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者への委託は、資源循環の更なる促進に必須であり、従来の分別収集や廃棄物処分業者への委託構造から、本基本的な方針</p>	

		<p>に沿った形に移行すべきである。</p> <p><意見の内容> 従来の分別収集、廃棄物処分業者への委託では、現状以上の資源循環の促進は困難である。<u>先進的事例等を参照し、資源循環が可能な“資源物”は資源物としての回収することを前提とし、この前提に沿った分別収集および廃棄物処分業者への委託など、新たなサプライチェーンの構築に努めるべきである。</u></p>	
	10 頁 9 行目	<p><該当箇所> 意見募集対象 10 ページ 9 行目</p> <p><意見の要約> 資源循環を促進するには再生品の価格を抑制することが重要である。一般消費財においては回収がコストの大きな割合を占める。そのため、地方公共団体等による一層の効率的な回収の促進に努めるべきである。</p> <p><意見の内容> 回収に伴うコストが高く、再生品のコストが見合わず結果としてリサイクルが進まないケースが多々ある。<u>効率的な回収方法の検討・実施、スケールメリットの発揮など、回収に伴うコスト低減に資する取組を地方公共団体等は積極的に実施するべきである。</u></p>	
11	11 頁 6 行目 12 頁 3 行目 14 頁 10 行目	<p><該当箇所> 意見募集対象「基本的な方針案」 11 ページ 6 行目、12 ページ 3 行目、14 ページ 10 行目</p> <p><意見の要約> 排出、再生、利用の 3 者の連携による資源循環推進のために、事業者を排出事業者と製造事業者等（利用）に分けて、役割と</p>	<p>廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、こうした排出事業者責任を徹底することは重要だと考えております。引き続き、排出事業者責任の重要性について周知を図ってまいります。</p> <p>「事業者」は排出事業者、製造事業者等その他事業者を指すものですが、法においては事業者として責務を定めており、本告示案ではそうした規定との整合を図るよう記載しております。また、事業者の考え方については、「一 資</p>

	<p>責務を明確化する。排出については多量排出事業者を核として強力で改革推進を図ることが必要。</p> <p><意見の内容></p> <p><u>11 ページ6 行目「地方公共団体は、」の後に、「多量排出事業者に対し、再資源化が可能な廃棄物処分業者に処分を委託するなど、焼却や最終処分等をしなければならない廃棄物の処分量の軽減を、産業廃棄物処理計画並びに実施状況報告を通じて指導する。」を追記する。</u></p> <p>12 ページ3 行目「事業者は、」を「排出事業者は、」と「製造事業者等は、」の二つに分け、それぞれ下記の内容に修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「排出事業者は、資源循環において、原料となる廃棄物を排出することで主たる役割を担うため、1 廃棄物を地域の貴重な資源として捉え、その事業活動に伴って生じた廃棄物を適切に管理し、分別して排出するとともに、その再資源化を実施するよう努めること、2 廃棄物処分業者の再生利用に関する取組の情報把握に努めること、3 廃棄物の排出量やその内容、再資源化の実施の状況の開示に努めること、4 自らの廃棄物の処分の委託に際し、焼却処理や最終処分（埋立処分）の回避等、処分によって生ずる温室効果ガス排出量の削減に努めること、5 再資源化事業等の高度化及再資源化の実施に必要な措置を講ずるよう努めることとする。 ・「製造事業者等は、」の後に、「資源循環において、再生された資源を利用すること、再生しやすい製品を製造することで主たる役割を担うため、」を追記したうえで、2 から 4 について番号を修正して記載する。 <p>14 ページ10 行目「ほか、」の後に、「排出事業者の廃棄物の排出の状況や、再資源化の実施の状況の公表、」を追記し、排出事業者の役割についても記述する。</p>	<p>源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、廃棄物処分業者と排出事業者及び製造事業者等の観点から、その取組等について記載しています。</p> <p>本告示案において排出事業者に対して指導等の制度を導入することは困難ですが、循環経済への移行に向けて関係省庁との連携を図ることや関係省庁の取組も踏まえて、排出事業者が再資源化の取組を実施するよう促していきます。</p>
--	--	--

	<p><意見の理由></p> <p>我が国の資源循環推進、温室効果ガス排出量の削減とも、国や地方自治体と並び、実務を担う民間事業者の役割・責務の分担が重要であり、本基本方針の骨格をなす。</p> <p>いわゆる動静脈連携による資源循環の推進においては、再生処理を行う廃棄物処分業者は、排出事業者から原料となる廃棄物を受け取り、再生処理の後、その再生品を利用する製造事業者等に渡し、製造事業者等がそれを原料として利用することで資源循環のサイクルを回すことが出来る。その三者のどれが欠けても資源循環のサイクルは回らないため、それぞれが「我が国の資源循環の主たる役割」を果たすこととなる。</p> <p><u>本基本方針においても、事業者を排出事業者と、再生資源利用者である製造事業者等に明確に区分し、3者のそれぞれの役割の重要性を指し示し、役割を自覚させ、自らを変革することを促すことが必要である。</u></p> <p>なかでも、原料となる廃棄物を排出する排出事業者は、資源循環のスタートとして特に重要な役割を担う。排出事業者が、単純焼却や埋立処分を選択してしまえば、資源循環は絵に描いた餅となる。</p> <p>一方で、その数は膨大で、小規模事業者のすそ野も広く、そのすべてに、<意見の内容>のような調査や報告・開示・改善等の義務を負わせることは現実的ではない。そのため、具体的な責務については、主要な排出事業者として、すでに廃棄物処理法において定められている「多量排出事業者」（年間1,000tを超える廃棄物を排出している事業場を設置している事業者）を中心とした取り組みとして推進することが現実的である。多量排出事業者は事業場数で全体の1%であるが、排出量では70%以上がカバーされる。（出典：多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告 策定マニュアル（第3版） 環境省環境再生・資源循環局廃棄物</p>	
--	---	--

		<p>規制課 平成31年2月)</p> <p>多量排出事業者にはすでに、資源の有効利用、最終処分量の削減を骨子とした産業廃棄物処理計画の策定と都道府県知事あての提出が義務付けられており、その実施状況に関しても報告を行っている。当該産業廃棄物処理計画を本法の目指す資源循環に沿ったものに改良したうえで、特定産業廃棄物処分業者と同様に、環境大臣による指導や命令を加えれば、排出事業者の意識改革や行動変容を強力に進めることが出来る。</p> <p>本法のもととなっている「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策の在り方について（中央環境審議会 意見具申 令和6年2月）」6ページに記載の通り、「<u>排出事業者責任を有する動脈企業と再資源化を行う静脈企業との間で資源循環の促進につながる情報の共有や資源循環の実現に向けた課題を共有し、相互の理解を深め、動静脈連携の強化につなげていく</u>」ことが重要であり、本基本方針でも明記する必要がある。</p>	
12	12 頁 1 行目	<p><該当箇所> 添付資料（告示案） 12 頁 1 行目</p> <p><意見の要約> この箇所で記述されている「事業者団体」は「廃棄物処分業者団体」若しくは「廃棄物処理業者団体」に、「事業者全体」は「廃棄物処分業者全体」若しくは「廃棄物処理業者全体」に修正すべきでは</p> <p><意見内容> 上記と同様</p> <p><意見の理由> <u>11 頁 8 行目からの廃棄物処分業者に係る記述の内容からす</u></p>	<p>「事業者団体」については廃棄物処分業者が国、地方公共団体及び事業者と連携するにあたって、その橋渡しを担う存在だと考えています。</p> <p>「事業者団体」については資源循環・廃棄物処理業界に限定するものではありませんが、御指摘を踏まえ当該箇所については、「廃棄物処分業者が所属する団体の取組を通じて、これらの廃棄物処分業者全体の取組をより深化させていく。」と修正いたします。</p>

		<p><u>ると当該箇所の「事業者」は「廃棄物処分業者」若しくは「廃棄物処理業者」が正しいのではないのでしょうか？</u> <u>それとも 12 頁 3 行目から記述する「事業者」と当該箇所 (12 頁 1 行目)の「事業者」は同一ということでしょうか？ 文脈からすると違和感があるため。</u></p>	
13	12 頁 8 行目	<p><該当箇所> ・12 頁 8 行目</p> <p><意見の要約> ・<u>事業者ができる限り焼却や埋立を減らし廃棄物の資源循環に努める責務を追記。</u></p> <p><意見の内容> ・『⑤事業者は廃棄物の処理を委託するにあたり、できる限り焼却や埋立以外の処理方法を選択し資源循環に努める』のように追記する。</p>	<p>「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」において、その事業活動に伴って生じた廃棄物を分別して排出するとともに、その再資源化を実施するよう努めることとしています。</p> <p>また、「二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項 2 再資源化の生産性の向上のための措置」において、事業者に対し、廃棄物処分業者の再資源化の実施により得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努めることと記載しています。</p>
14	12 頁 8 行目 15 頁 7 行目 18 頁 8 行目 ～ 18 頁 10 行目	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 12 ページ 8 行目、15 ページ 7 行目、17 ページ 5 行目、18 ページ 8 行目から 10 行目</p> <p><意見の要約> <u>事業者の責務である「4 需要に応じた資源循環の促進」とは、何を指すのか？</u> 再生資源の需給バランスと採算確保のために、国が支援する産業廃棄物処理施設の高度化においては、目的外利用にも配慮が必要。</p>	<p>法において「需要に応じた資源循環の促進」とは、製造事業者等の需要に応じた再生部品又は再生資源を廃棄物処分業者が供給する資源循環と定義されています。</p> <p>流通段階を含む主体間の連携について、御意見等も踏まえつつ、様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を後押ししていきます。</p> <p>また、本告示案においては、廃棄物処分業者に製造事業者側等における再生部品又は再生資源の需要の把握に努めることや、事業者に再資源化の実施が困難とならないよう、原材料の選択を含め、その製品が廃棄物となった場合における有用なものの分離を容易にするとともに、原材料素材の表示等の必要な措置を講ずるよう努めることを求めることとしております。</p>

	<p><意見の内容></p> <p>事業者は、資源循環の原料となる廃棄物の排出事業者と、その原料廃棄物から再生・製造された再資源化製品を使用する製造事業者等の総称と思われるが、「需要に応じた資源循環の促進」の意味するところは、多量に発生する廃棄物に対し、用途開発・拡大による受け入れの促進か？それとも、再生材利用需要の増加に対し、未利用廃棄物の取り込み拡大か？はたまた、再生材供給量が少ない場合の、製品設計変更による当該資源利用量の削減を指すのか？</p> <p>資源循環においては、特定廃棄物の単独利用に特化した設備投資では、需給バランスをとることが難しく設備投資に対する採算の確保が難しい場合があり、複数の目的に対処できる設備を前提として、支援を柔軟に設定することが必要。</p> <p><意見の理由></p> <p><u>「資源循環」を目指すべきであることは、法においても、本基本方針においても明確であるが、その実施にあたり超えるべきハードルは主に二つ。一つは流通を含む連携や技術的なハードルであり、もう一つは、廃棄物を原料とすることが抱える需給バランスのハードルである。</u>技術的・品質面でどんなに優れた再生材であっても、利用されなければそれ自身が廃棄物となり、投資により優れた設備があっても、原料廃棄物が入手できなければ、再生材の製造はできず、採算が取れない無駄な投資となる。</p> <p>それらのことが、法の目指す資源循環実現のための投資を見送らせる理由となることもある。現実的な解決策として、特定の廃棄物の資源化を検討する際、同じ設備でできる限り多くの他の廃棄物にも適用範囲を広げることで、そのリスクを軽減することが出来る。資源循環のための高度な処理方法、処理設備の導入を支援・促進するためには、主目的以外の廃棄物について</p>	
--	---	--

		も流用することを広く認めることが必要であり、法の運用において、留意が必要である。	
--	--	--	--

二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	15 頁 1 行目	<p><該当箇所> 15 頁 1 行目</p> <p><意見の要約> <u>産業廃棄物の収集運搬に関する許認可を国が全国で一括管理することを検討する旨を追記する。</u></p> <p><意見の内容> ・国の検討課題について以下のように追記する。『産業廃棄物の収集運搬事業を効率化させるために、その許認可を国で一括管理することを検討する。産業廃棄物の処分に関する許認可は従来通り自治体が行う。』</p> <p>4 意見の理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） ・特になし</p>	<p>廃棄物処理法に基づく収集・運搬については、各地方公共団体において、その地域特性に応じた適切な判断を行い、許可されるものと考えています。</p> <p>また、法の認定制度において、脱炭素と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化に係る事業について、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、特例を措置するものとなっており、高度な再資源化を実施する場合には、御指摘の趣旨に沿って事業を実施することが可能となっています。</p>
16	15 頁 1 行目	<p><該当箇所> 15 頁 1 行目</p> <p><意見の要約> <u>廃棄物情報に関する国の役割を追記する。</u></p>	<p>「二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項 1 再資源化事業の効率的な実施のための措置」において、国は、主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進めることとしております。</p> <p>また、「三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等」において、国は関係者間の情報共有を推進するものとしております。</p>

		<p><意見の内容></p> <p>・『国は廃棄物処分業者から事業者の不十分な廃棄物の情報提供に対する改善の要請を受けた場合、事業者に対して改善又は状況の説明を求める。』のように追記する。</p>	<p>なお、現在、産業廃棄物については、環境省において廃棄物データシートの拡充についても検討を進めており、関係者間の情報提供が十分に行われるよう取り組んでいきます。</p> <p>事業者により適切に廃棄物の情報が提供されるよう、引き続き対応を検討していきます。</p>
17	14 頁 13 行目 ～ 15 頁 1 行目	<p><該当箇所></p> <p>P. 14 P. 15 「製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める」について</p> <p><意見の要約></p> <p>行政の縦割り構造を見直し、特に各市町村では地域間連携を通じた自治体の資源循環に対する理解・活動促進、各地域の需要と供給の調整力を高めることも必要だと考える。</p> <p><意見の理由></p> <p>基方針案に記載されている製造事業者等と廃棄物処分業者の連携は重要であるが、資源循環が地方自治体など行政単位で進められている場合、複数の自治体間の連携が進みにくい。その結果、単独の地方自治体による廃資源の収集能力では企業のリサイクル設備の安定稼働に対して十分な量を確保しにくいこともある。日本全体で資源循環を促進していくためには、行政の縦割り構造を見直し、各地方自治体の資源循環に対する理解・活動を活性化していくことも大切であり、また、自治体間での資源回収や処理の協力体制を整えるなど地域間連携を加速させることも必要だと考える。</p>	<p>御指摘のとおり、自治体間での資源回収や処理の協力体制を整えるなど地域間連携の加速化は重要であることから、本告示案においても、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」において、地方公共団体が複数市町村の連携や都道府県が主導し資源循環システムを構築していくことについて記載しております。</p> <p>また、法の認定制度において、脱炭素と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化に係る事業について、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、特例を措置するものとなっております。自治体による民間活用も含め、高度な再資源化を実施する場合には、御指摘の趣旨に沿って事業を実施することが可能となっております。</p>
18	15 頁 10 行目	<p><該当箇所></p> <p>添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 15 ページ 10 行目</p>	<p>御指摘のとおり、「事業者」は排出事業者、製造事業者等その他事業者を指すものですが、法においては事業者として責務を定めており、本告示案ではそうした規定との整合を図るよう記載しております。事業者の考え方について</p>

	<p><意見の要約> <u>排出、再生、利用の3者の連携による資源循環推進のために、「事業者」を「排出事業者」と「製造事業者等（利用）」に分けて、役割と責務を明確化する。排出事業者の行動変容が資源循環推進には必要不可欠。</u></p> <p><意見の内容> 15 ページ 10 行目「事業者は、」を「排出事業者は、」と「製造事業者等は、」の二つに分け、それぞれ下記の内容に修正する。 ・「排出事業者は、資源循環において、原料となる廃棄物を排出することで主たる役割を担うという認識の下、廃棄物を地域の貴重な資源として捉え、その事業活動に伴って生じた廃棄物を適切に管理し、分別して排出するとともに、その再資源化を実施するよう努める。また、廃棄物処分業者の再生利用に関する取組の情報把握に努め、廃棄物の排出量やその内容、再資源化の実施の状況の開示に努める。併せて、自らの廃棄物の処分の委託に際し、焼却処理や最終処分（埋立処分）の回避等、処分によって生ずる温室効果ガス排出量の削減に努める。」 ・「製造事業者等は、」の後に、「資源循環において、再生された資源を利用すること、再生しやすい製品を製造することで主たる役割を担うという認識の下、」を追記したうえで、基本方針案原文の記述を追記する。</p> <p><意見の理由> 我が国の資源循環推進、温室効果ガス排出量の削減とも、国や地方自治体と並び、実務を担う民間事業者の役割・責務の分担が重要であり、本基本方針の骨格をなす。 いわゆる動静脈連携による資源循環の推進においては、再生処理を行う廃棄物処分業者は、排出事業者から原料となる廃棄物</p>	<p>は、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、廃棄物処分業者と排出事業者、製造事業者等の観点から、その取組等について記載しています。</p>
--	--	---

		<p>を受け取り、再生処理の後、その再生品を利用する製造事業者等に渡し、製造事業者等がそれを原料として利用することで資源循環のサイクルを回すことが出来る。その三者のどれが欠けても資源循環のサイクルは回らないため、それぞれが「我が国の資源循環の主たる役割」を果たすこととなる。</p> <p>本基本方針の基本事項においても、事業者を排出事業者と、再生資源利用者である製造事業者等に明確に区分し、3者のそれぞれの役割の重要性を指し示し、役割を自覚させ、自らを变革することを促すことが必要である。</p> <p>本法のもととなっている「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策の在り方について（中央環境審議会 意見具申 令和6年2月）」の5ページに記載の「廃棄物を排出する動脈企業と処理を行い再生材を生み出す静脈企業が連携し、求められる品質・量の再生材を再び動脈企業に届け、それを活用する仕組みが必要である。」、6ページに記載の通り、「排出事業者責任を有する動脈企業と再資源化を行う静脈企業との間で資源循環の促進につながる情報の共有や資源循環の実現に向けた課題を共有し、相互の理解を深め、動静脈連携の強化につなげていく」ことが重要であり、本基本方針でも明記する必要がある。</p>	
19	17 頁 6 行目	<p><該当箇所> 17 頁 6 行目</p> <p><意見の要約></p> <p>・ <u>廃棄物情報に関する廃棄物処分業者の役割について追記する。</u></p> <p><意見の内容></p> <p>・ 『廃棄物処分業者は事業者から提供される廃棄物の性状等に</p>	<p>「二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項 2 再資源化の生産性の向上のための措置」において、事業者に対し、廃棄物処分業者の再資源化の実施により得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努めること、また、廃棄物の処分を委託する際には、廃棄物処分業者に対して性状等に関する情報を提供するなど、廃棄物処分業者の再資源化の実施により得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努めることとしています。</p> <p>なお、現在環境省において廃棄物データシートの拡充についても検討を進めており、関係者間の情報提供が十分に行われるよう取り組んでいきます。</p>

		<p>関する情報が不十分な場合、国に事業者に対する指導を要請することができる。』のように追記する。</p>	
	<p>17 行目 10 行目</p>	<p><該当箇所> 17 頁 10 行目</p> <p><意見の要約> 廃棄物情報に関する事業者の役割について追記する。</p> <p><意見の内容> 『事業者は廃棄物処分業者又は国から廃棄物の情報提供に関する改善を求められた場合、改善するか或いはそれが困難である理由を説明する。』のように追記する。</p>	
20	<p>18 頁 4 行目</p>	<p><該当箇所> 18 頁 4 行目</p> <p><意見の要約> サーマルリサイクルを資源循環として認めることを追記する。</p> <p><意見の内容> 以下の主旨を追記する。『国は温対法に基づき温室効果ガスの排出量を評価する。サーマルリサイクル（廃棄物処理時の熱回収）された場合の温室効果ガス排出量を控除し、サーマルリサイクルも含めた資源循環を促進する。』</p> <p><意見の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対法 ・ 令和 6 年 2 月中央環境審議会「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（意見具申）」の 8 頁（b）より <p>“(前略)、廃棄物を利活用した原料や燃料、エネルギー供給等</p>	<p>循環基本法では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しており、まずは、循環的な利用を優先すべきものと考えております。</p>

		の資源循環を通じた GHG 排出削減が困難な産業への貢献が期待される。”	
--	--	--------------------------------------	--

三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	20 頁 10 行目	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 20 ページ 10 行目</p> <p><意見の要約> 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の削減目標に、より具体的な目標として「単純焼却による温室効果ガス排出量」の削減目標を追加する。</p> <p><意見の内容> 2022年度の温室効果ガスインベントリ第7章廃棄物分野において、「7.4.1 廃棄物の焼却（エネルギー回収を伴わない）及び7.4.2 廃棄物の野焼き」からの温室効果ガス排出量は一千一百万トンであり、2030年目標としては、関係する主体の協力のもと、少なくとも半減程度は実現すべきと考える。</p> <p><意見の理由> 本法のもととなっている「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策の在り方について（中央環境審議会 意見具申 令和6年2月）」 8 ページにある、「廃棄物を利活用した原料や燃料、エネルギー供給等の資源循環を通じた GHG 排出削減が困難な産業への貢献が期待される。」の記載とおり、資源</p>	<p>「三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等」については、「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」等との整合を図りつつ、再資源化の推進に係る目標等について記載しております。</p>

	<p>循環において、マテリアルリサイクルで元の資源に返せない可燃性の廃棄物については、単純焼却による GHG 排出を伴う処理法ではなく、燃料化によって、他産業も含めた化石燃料の削減、我が国全体での温室効果ガス排出量の削減に取り組むことが重要である。</p> <p>本基本方針案の 16 ページの記述のように「脱炭素社会の実現のために、廃棄物処理分野に起因する主な温室効果ガスの排出源である焼却処分又は埋め立て処分を抑制する」ことが重要である。</p> <p>それを推進するために、マテリアルリサイクルにも、燃料リサイクルにも貢献できていない「廃棄物の単純焼却による温室効果ガス排出量」に数値目標を設定し、排出事業者、廃棄物処理・再生事業者、製造業等の連携を推進する必要がある。特に排出事業者が単純焼却を選択しないことが当該目標達成のために必要であり、それを実現するために施策によって促進を図ることが重要である。</p>	
20 頁 10 行目	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 20 ページ 10 行目</p> <p><意見の要約> <u>廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の削減目標に、より具体的な目標として「単純焼却からサーマルリサイクルへの転換による他産業での化石燃料由来温室効果ガス排出量の削減量」の削減目標を追加する。</u></p> <p><意見の内容> 2022 年度の温室効果ガスインベントリにおいて、「廃棄物を原燃料として直接利用」および「廃棄物が燃料に加工されたのちに利用」を合わせた温室効果ガスの排出量は一千万 t であ</p>	

り、およそ同程度の化石燃料の削減を通じて、我が国の温室効果ガス排出量の削減に貢献している。2030年目標としては、関係する主体の協力のもと、少なくとも倍増をめざすべきと考える。

<意見の理由>

本法のもととなっている「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策の在り方について（中央環境審議会 意見具申 令和6年2月）」8ページにある、「廃棄物を利活用した原料や燃料、エネルギー供給等の資源循環を通じたGHG排出削減が困難な産業への貢献が期待される。」の記載とおり、資源循環において、マテリアルリサイクルで元の資源に返せない可燃性の廃棄物については、単純焼却によるGHG排出を伴う処理法ではなく、燃料化によって、他産業も含めた化石燃料の削減、我が国全体での温室効果ガス排出量の削減に取り組むことが重要である。

本基本方針案の16ページの記述のように「脱炭素社会の実現のために、廃棄物処理分野に起因する主な温室効果ガスの排出源である焼却処分又は埋め立て処分を抑制する」ことが重要である。

それを推進するために、燃料リサイクルも推進することで、他産業で削減が困難な温室効果ガス排出量削減につなげることが重要である。そのためには、排出事業者、廃棄物処理・再生事業者、製造業等の連携を推進する必要がある。特に排出事業者が単純焼却から、マテリアルリサイクルや燃料リサイクルに処理方法の変更を選択することが当該目標達成のために必要であり、それを実現するために施策によって促進を図ることが重要である。

四 その他資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項に関する御意見

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
22	24 頁 3 行目	<p><該当箇所> P.24 「廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材の育成に取り組む」について</p> <p><意見の内容> 人材育成については、「資源循環の仕組み全体を把握し、指揮できる人材」の要素を含めることも重要であると考える。 (文言案) 「廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、資源循環の仕組み全体を把握し、指揮できる人材を育成するとともに、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材の育成に取り組む」</p> <p><意見の理由> 資源循環の促進に向けて、人材の確保・育成は製造業全体にとって重要な課題であり、政府の支援は非常にありがたい。特に資源循環は製品の設計段階から「循環」することを前提としたものとするのが重要であると考えており、トレーサビリティや回収方法まで含めた幅広い知識が求められる。その中で、企業としては設計・開発から回収、再利用まで複数の部門に分かれながら事業を行っている場合もあり、企業としては「循環</p>	<p>廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持つ人材については、一つの資源循環を俯瞰し、マネジメント能力を持つような人材についても想定しておりますが、御意見を踏まえ、「資源循環の取組を牽引する人材の育成に取り組む」と追記いたします。</p>

		全体」を俯瞰して指揮できる人材が貴重である。したがって、資源循環の仕組み全体を把握し、指揮できる人材の育成支援も必要であると考える。	
23	24 頁 10 行目	<p>「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」の P24 に</p> <p>「災害時における災害廃棄物処理に当たっては、徹底的な分別・再資源化を行うことで、速やかで最終処分場の容量への影響も少ない処理を実現することができる。」という一文などは、<u>環境省はサーキュラーエコノミーなどと言いながら、福島第一原発事故を由来とする放射能汚染土壌の再資源化、すなわち全国拡散を許すものとなっ</u><u>てはいないだろうか？と大変危惧しています。</u>しかもその処分費用に関しては、国は直接処理事業者に対して p25「必要な体制の確保や支援等を行う。」と、都道府県を間に挟んだとしても市町村を飛び越えて予算措置をもしも講ずるのであれば、不公平や不公正が生じないか国民としては懸念するものである。<u>いずれにしても、災害廃棄物とりわけ放射性廃棄物の処理については集中管理を行うべきである</u><u>と考える。</u></p>	法において「廃棄物」とは廃棄物処理法第二条第 1 項に規定する廃棄物をいい、本告示案についても同様であり、土砂は除かれています。
24	25 頁 8 行目	<p><該当箇所></p> <p>P. 25 「我が国の循環産業の国際展開を推進するとともに、法に基づく認定や評価について国際的なルール作りや標準化につなげていく」について</p> <p><意見の内容></p> <p><u>我が国の循環産業の国際展開推進に向けてデジタルプロダクトパスポート導入に対しての支援検討を行う検討を加速させることも必要だと考える</u></p>	デジタルプロダクトパスポートに関連した施策的な議論については、欧州での取組も踏まえつつ、関係省庁とも協力して検討を進めていきます。

	<p><意見の理由> 資源循環の促進に向けて、方針案に記載されている通り、情報連携強化が重要である一方、企業が単独で全ての情報を管理し把握することは困難な場合が多い。これに対し、戦略的イノベーション創造プログラムでも取り上げられている通り、デジタルプロダクトパスポート（以下DPP）の導入によって、製品の製造過程や使用されている原材料など一定の情報に対して把握しやすくなる。また、リサイクルや最終的な廃棄物の処理を含むライフサイクル全体が追跡可能にもなる。ただし、導入費やサーバー維持費などのコストや情報セキュリティ対策も必要になるため、容易に導入できないのも実情である。欧州では一部製品に対してDPP導入を義務化しようとする動きもあり、日本としても国際的な競争力の維持のために、DPP導入に対する検討を加速させ、将来的な支援の在り方や具体策（費用補助、セキュリティ基準の設定支援など）の検討を行うことも必要だと考える。</p>	
--	---	--

全体に関する御意見

No.		御意見の概要	御意見に対する考え方
25	全体	<p>そもそも国の根幹が無茶苦茶なのに お為ごかしに枝葉末節だけ取り繕ったってダメに決まってる す そもそも脱炭素と自然再興、産業競争力強化、経済安全保障 ってこれ全部矛盾してるって解ってますか 生きる為に最も大切な食 つまり第一次産業と 経済競争には工業が重要で</p>	御意見として頂戴しました。

		<p>自立した国家運営には防衛力が必要ですが これら全て日本国は蔑ろにし続けてきています 大事な部分を抜かして何が出来るわけがありません 根本からしっかり考え直して下さい</p>	
26	全体	<p>再利用資源の対象を明確にしてほしいと考えます。 <u>放射性廃棄物や福島復興再生利用資源等、公害物質及び汚染物質は再利用対象から明確に切り離して明記してください。</u> <u>また、資源のトレーサビリティや地方自治体での認識(分別回収資源ゴミ等)を統一規格にし管理監視体制を図り、責任の位置付けをも明確にしてください。</u></p>	<p>法において「廃棄物」とは廃棄物処理法第二条第1項に規定する廃棄物をいうとされています。そのため本告示案についても同様です。 また、トレーサビリティや地方自治体の認識については、本告示案でも目指すべき方向を示しており、御意見として頂戴しました。</p>
27	全体	<p><u>資源循環の促進はいいですが、すでに我が国では、他国に比べて相当進んでいるのではないのでしょうか？</u> <u>これ以上無理に資源循環を促進させようとすると、かえって資源を浪費することになるのではと危惧されます。</u> また、バイオマス促進も目標に掲げられていますが、食用ではないとはいえ、農地等を使っていることによる食料生産への悪影響は避けられないでしょうし、そもそも、化石燃料も長い年月をかけてバイオマスが変化した炭化物ですが、それは問題としつつ、短期的にできたバイオマスという炭化物は利用を促進するというのは、よくわかりません。 化石燃料は有限資源と記述されていますが、数千年レベル以上で枯渇しないものを有限と記載することも疑問です。</p>	<p>国連環境計画国際資源パネル（UNEP IRP）の「世界資源アウトルック 2024」において、世界の天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の 55%以上、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の 90%以上、粒子状物質による健康影響の最大 40%を占めており、これら採取・加工による気候及び生物多様性への影響は、気候変動を 1.5°C未満に抑制し生物多様性の損失を防ぐための目標をはるかに超過していると指摘されています。</p>
28	全体	<p>再資源化事業等の高度化の前提には適正処理による生活環境の保全のみならず、循環資源を利活用・消費する者に至るすべての関係者（ステークホルダー）の安全と安心がこれまで以上</p>	<p>「四 その他資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項」において、「再資源化事業等の高度化は、適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上が前提」と記載されており、法の認定制度を運用して</p>

		<p>に担保される仕組みの構築が必要であると考えます。これまでの廃棄物を処分するという考え方から廃棄物を積極的に社会に還元していくという考え方に移行するのですから、<u>当然にその再資源化工程のどこかにはステークホルダーすべてが安全に安心して循環資源を利活用することができるための新たな管理・チェック機能が必要となるのではないのでしょうか。</u></p> <p>例えば、古くから資源の再生に係る事業を営む鉄・非鉄スクラップ事業においては、トラックスケール付近に放射能検知機を備え付けたゲートを設け、出入りする全車両を自動的に検査し、放射性物質を含むモノを受け入れない仕組みを構築しています。この仕組みは全国にある電炉メーカーのみならず地場のスクラップ事業者にもある程度普及しており、解体等に伴い排出される金属スクラップが再び社会にもどされる入り口の段階で放射性物質が再資源化工程に混入しないよう日常の業務でしっかりと管理されています。放射能による汚染に限る話ではありませんが、廃棄物を再資源化する上では、その多岐に及ぶ排出元から収集するモノのほか製造される製品に至るまでの安全性が確実に担保されなければなりません。そのためには、やはり再資源化等を担う工場・事業場での受け入れの段階において、その工場等が取り扱うモノに対してしっかりと管理・チェックする体制を整備構築しておく必要があります。少なくとも、放射性物質に関する部分においては、鉄・非鉄スクラップ業界が長い時間をかけて確立したこの合理的な仕組みを水平展開し、資源循環産業全体に普及させることが、これからの新しい時代の循環経済社会における再資源化事業のあり方のひとつであると言えるのではないのでしょうか。</p>	<p>いくにあたり、廃棄物処理法と同程度の基準により、設置する処理施設の周辺地域の生活環境の保全等に適正な配慮がなされたものであることを求めていくことを想定しております。</p> <p>また、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」において、廃棄物処分業者の役割として安全性への留意を明記しており、国としてもそうした取組を促進させていきたいと考えています。</p>
29	全体	<p><該当箇所> 添付資料：意見募集対象「基本的な方針案」 全般</p>	<p>「事業者」は排出事業者、製造事業者等その他事業者を指すため、御意見のように「排出事業者、製造事業者等」と限定した場合と文意が異なるとともに、</p>

	<p><意見の要約> <u>「事業者」を、「排出事業者、製造事業者等」に分けて記述し、それぞれの排出事業者としての役割、再生材利用者としての役割を明確化する。「製造事業者等」と「廃棄物処分業者」の連携の記述箇所についても「排出事業者」を加えた3者の連携に修正する。</u></p> <p><意見の内容> 基本方針案では、廃棄物を排出する「排出事業者」と、排出された廃棄物を原料として加工・再生された再生材を利用・使用する「製造業者等」の区別が十分ではないので、それぞれの果たす役割とともに明確に区別して記述する。特に13ページ以降の「事業者」の記述については、すべて「排出事業者」と「製造事業者等」に区別するとともに、「製造事業者等」と「廃棄物処分業者」を並べた連携の記述の箇所では、「排出事業者」の役割も追記し、常に、実際の資源循環の実務に即した「排出・再生・利用」の3者の役割分担、連携として記述を整理する。</p> <p><意見の理由> 本基本方針が目指す資源循環は、排出者が排出する廃棄物を、廃棄物処分業者（再生事業者）が受け入れ・再生し、それを製造事業者等（再生材を受け入れ利用する者）が利用することで、サプライチェーンが形成され、物として、原料→廃棄物→再生材→原料の循環の輪が形成される。 そのため、「事業者」は、排出事業者としての役割・責務と、利用事業者としての役割・責務がそれぞれ別であり、基本方針においても、両者の役割を区別し明確化することが重要である。</p>	<p>事業者の考え方については、「一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向」等において、廃棄物処分業者と排出事業者、製造事業者等の観点から、その取組等について記載しています。</p>
--	---	--

	<p>「基本的な方針案」 1ページの最後にも述べられている通り、我が国の廃棄物行政の基本は、排出事業者責任の明確化であり、ビジネス上の商流と同じく、排出事業者が廃棄物処分業者を自らの責任で選ぶことにより、「悪貨を駆逐し」適正処理の推進を成し遂げてきた。我が国の、「環境と産業発展の両立」は、アジア諸国に対しても誇る事が出来る成果となっている。</p>	
--	---	--

その他寄せられた御意見

No.		御意見の概要	御意見に対する考え方
30	その他	<p><該当箇所> 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第11条第4項</p> <p><意見の概要> 事業認定の要件に、地域企業との連携を加えること</p> <p><意見の内容> この法律は、事業形態の高度化、分離・回収技術の高度化、再資源化工程の高度化を促進することにより、資源循環産業の発展を目指すものです。 我々の業界を現実的に支えているのは中小の企業が多く、この法律を活用するには、排出事業者や大手企業の資本・技術力がないと、単独で進めることはできません。 この法律では、これまでの産業廃棄物処理から、一段高いレベルの処分が求められ、中小企業が多い我々の業界では、不安を感じる場所もあります。突然大企業が地元で、この法律</p>	<p>法に基づく国の認定に係る基準については、「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」での議論等を踏まえるとともに、関係者へのヒアリングや再資源化事業に関する調査を実施し、検討を進めているところです。 いただいた御意見も参考に今後検討を深めていきます。</p>

	<p>に基づき処分施設を設置するということも考えられます。</p> <p>中小企業では自社単独でこの法律に基づく対応は難しく、我々としてはこの法律にどう向き合えばよいのか悩ましいところであります。排出事業や大手企業からの要請があれば、積極的に対応する会員は多くいると思います。そこで、地方の資源循環産業の健全な発展のため、次の事項を要望する。</p> <p>I 国が事業の認定をする条件に、地元企業との連携を義務付けること。</p> <p>※大きな土木事業などは、地元業者との連携を義務付けている場合が多く、大手ゼネコンと地元業者とのJV共同体で受注している。</p> <p>II 認定にあたっては、都道府県に地方経済に与える影響を確認し、都道府県から影響があるとの意見がある場合は、認定しない。</p> <p>III 都道府県が地方経済に与える影響を判断するにあたり、必ず各都道府県協会の意見を聞くこと。又は、国が直接、都道府県協会に意見照会する。</p>	
--	---	--